

(別添 1)

○文部科学省告示第八号

昭和五十六年文部省告示第百五十三号（外国において学校教育における十二年の課程を修了した者に準ずる者を指定する件）第二号の規定に基づき、我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年一月三十一日

文部科学大臣 盛山 正仁

我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示の一部を改正する告示

我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示（平成二十二年文部科学省告示第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

				改正後		
備考 表中の「」の記載は注記である。	〔略〕	船橋日本語学院準備教育課程2年コース	千葉県松戸市	〔略〕	〔略〕	準備教育課程の名称
	〔略〕	A R C 東京日本語学校準備教育課程2年コース及び1年6か月コース	東京都文京区	〔略〕	〔略〕	位置
	〔略〕	A B K 学館日本語学校大学進学準備1年コース及び大学進学準備1年6ヶ月コース	東京都文京区	〔略〕	〔略〕	適用開始日
	〔略〕		令和六年四月一日	〔略〕	〔略〕	
				改正前		
〔同上〕		A R C 東京日本語学校準備教育課程2年コース及び1年6か月コース	東京都文京区	〔同上〕	〔同上〕	準備教育課程の名称
〔同上〕			東京都文京区	〔同上〕	〔同上〕	位置
〔同上〕			平成三十一年四月一日	〔同上〕	〔同上〕	適用開始日